

広報

さくほ

2020

No.

163

4.23



「守りたい風景―曽原カタクリ」 撮影：地域おこし協力隊 山上 雅子

- 主な記事
- 特集①国のコロナ経済対策の相談窓口を設置します……………2p～3p
 - 特集②佐久穂町健康チャレンジポイント事業が始まります……………4～5p
 - 特集③5月7日から八千穂福祉センター内出張所が開所します……………6p
 - 特集④令和2年度 佐久穂町で実施している補助事業等について…7～9p



国のコロナ経済対策の 相談窓口を設置します

現在、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として約108兆円規模の対策を打ち出しました。

事業の継続、雇用の維持、生活の維持が難しくなっている方、ぜひ相談にいらしてください。現在国が打ち出している支援策は下記のとおりですが、状況は随時更新されております。新聞や各種ホームページなどをご確認ください。

また役場に行くのが難しいという方は、ご不明な点はお電話にて問い合わせください。

①事業者向けの支援策に関するご相談→

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」、またはQRコードよりご確認ください。



または、八千穂庁舎産業振興課商工観光係（直通88-3956代表88-2525まで）

②世帯や個人への支援策に関するご相談→

佐久庁舎健康福祉課福祉係（直通86-2528代表86-2525）

③税制措置に関するご相談→

佐久庁舎住民税務課税務係（直通86-2526代表86-2525）

事業者向けの支援策

●雇用の維持

- ◆雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を行う。
- ◆助成率を中小企業は5分の4、大企業3分の2、さらに解雇等を行わない場合には中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする。

●資金繰り対策

- ◆個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保する。

●事業継続に困っている中小企業・小規模事業者への支援

- ◆特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。
- ◆事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。

世帯や個人に対する支援策

●個人への支援策

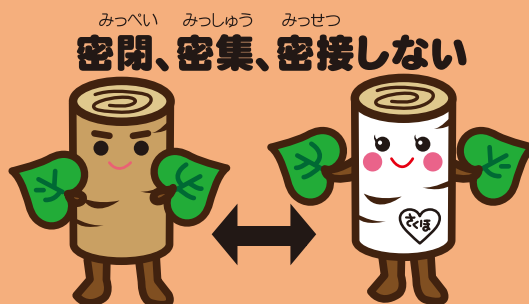
- ◆1人当たり10万円の給付が検討されています。

●税制措置に関する支援策

- ◆イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。
- ◆中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を2分の1又はゼロにする。

※支援策は4月16日現在の情報です。

しらかばちゃんからのお願い 新型コロナにならない うつさない！



**ストレスをためず
栄養、睡眠をしっかりと**

正しい情報で
冷静な判断を! **NO!感染者ハラスメント!**

佐久穂町健康チャレンジ ポイント事業が始まります

チャレンジデーを3年間実施した結果、「運動習慣がある」と回答した方の割合が増加傾向※1を示しており、運動習慣を身につけるきっかけづくりとして、一定の成果がありました。ただし、県や同規模市町村と比較すると、まだ運動習慣がない方が多いのが現状です。

そこで、「運動」をさらに推進し、健康づくりに重要な「栄養」と「健診受診」等も啓発するため、令和2年度から「佐久穂町健康チャレンジポイント事業」を開始します。健康づくり※2に取り組むと特典等と交換できたり、子どもたちへ運動用品として寄付ができます。この機会に、「自分のため」「誰かのため」に、健康づくりをしてみませんか。

※1 平成28年度と30年度の集団健康診査問診票「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか?」を比較（H28：21.8%、H30：28.7%）。

※2 本事業においては、健康づくりを「健診受診」「食育」「運動」「社会参加」としています。

参加方法

①参加申込する ②健康づくりでポイントを貯める ③貯まったポイントを特典等と交換する

① 参加申込する（4月1日から受付開始）

佐久穂町役場 健康福祉課にて、参加申込書を提出してください。

佐久穂町チャレンジポイントカード（以下、「カード」）を受け取り、健康づくりの記録やポイント付与を希望される場合に持参してください。

なお、カードを紛失した場合、付与されたポイント数は無効となり、再度参加申込する必要がありますので、大切に保管してください。

② 健康づくりでポイントを貯める

1 集団健康診査、町民ドック、施設健診等の受診（各150ポイント）

年度内に上記健診のいずれか1つを受診し、ポイント交換申請時に健診結果表を持参した際にポイントを付与します（職場で受けた検診も含まれます）。

2 塩分濃度測定と塩分チェックシートの実施（50ポイント）

2つとも実施した場合、ポイントを付与します。

健康相談（第1、3、5水曜日、予約不要）か健康福祉課（要予約）で実施します。ただし、塩分濃度測定は、自宅のみそ汁などをご持参ください。

3 町が指定する栄養講座への参加（100ポイント）

下記の講座いずれか1つに参加した際にポイントを付与します。開催日や申込方法などは、申込み時や、今後の広報誌にてお知らせします。

講 座	対象者
食生活改善推進協議会の伝達講習・オープン講座	性別、年齢問わない
ママのクッキング教室	妊婦、子育て中の保護者
男の料理教室	概ね60歳以上の男性

4 福祉と健康のつどいへの参加 (100ポイント)

令和2年10月18日(日)に実施されるイベントに参加した際に、ポイントを付与します。

5 公民館の運動イベントへの参加 (100ポイント)

公民館が指定するイベントに参加した際に、ポイントを付与します。

6 運動チャレンジ (最大500ポイント)

1日合計30分以上のウォーキング、体操などを実施した際に、カードに記録します。その後、30日目、70日目、100日目に健康相談*を利用し、血圧や体重、体脂肪などの測定チェックを受けた場合、それぞれポイントを付与します。

※健康相談の日程と都合が合わない場合は、健康づくり係までご相談ください。

③ 貯まったポイントの特典等と交換する

健康福祉課にカードと健診結果表を持参し、交換・提供申請と参加者アンケートへの回答をすると、下記の特典に交換、もしくは寄付*することができます。

	特典等の内容
自分のために 使う	町農産物直売所 商品券
	町社会体育館トレーニングルーム 利用券
社会貢献に 使う	町障がい者福祉施設 陽だまりの家 商品券
	町小・中学校や保育園にスポーツ用品を寄付

※ポイント引換、特典等の利用には有効期限があります。

ポイント交換は**500ポイント**から可能。
その後、**100ポイント100円**に交換可能。

ポイント交換の例

800ポイントの場合

商品券500円分
+
寄付300円分

備考 本事業参加時に発生した事故やケガなどについては一切責任を負いません。
虚偽の申請をした時、カードを不正に利用した時は、ポイントを抹消します。

各種講座・行事は、感染予防や自然災害等により
予定どおり実施できない可能性があります。

お知らせ

令和2年度から、“運動チャレンジの日”として、毎月最終水曜日に防災無線放送で運動推進を啓発します。これを機に、ご自身にあった運動やスポーツに取り組みましよう。

問い合わせ先 ●健康福祉課 健康づくり係 Tel 0267-86-2525

令和2年5月7日から 八千穂福祉センター内出張所が開所します

役場新庁舎の開庁に先立ち、八千穂庁舎の窓口業務を八千穂福祉センター内出張所に移転します。
八千穂福祉センター内出張所の開所に伴い、八千穂庁舎での窓口業務が廃止となります。出張所での取扱業務は下記のとおりとなりますので、ご理解ご協力をお願いします。

○八千穂福祉センター内出張所

出張所住所	〒384-0701 佐久穂町大字畑143番地1
電話	0267-88-2147
FAX	0267-88-6393
業務時間	8時30分 から 17時15分 (土日、祝日、年末年始を除く。)

○出張所で取り扱う業務

業務	内容
証明書等発行	戸籍証明書、戸籍の附票、住民票、印鑑登録、印鑑登録証明書、身分証明書 所得証明書、課税証明書、軽自動車納税証明書
届出書等受付	戸籍届出(死亡、縁組、離縁、婚姻、離婚、入籍、分籍、転籍) 住民異動(転居) ※出生届や転入等の複数の課での手続きが必要なものは本庁舎での取り扱いとなります。
マイナンバー関係	個人番号カード(交付申請書発行、継続利用、券面記載事項変更、暗証番号再設定) 通知カード(再交付申請、券面記載事項変更) マイキーID発行
町税等の収納	町税、別荘料金、保育料、町営水道料金、農業集落排水下水道料金、占用料 税納付書発行、口座振替依頼書受付
国民健康保険	保険証の再発行、回収
ゴミ関係	ゴミカレンダー・ポスターの配布、ゴミ袋の販売
その他	各課への提出書類預かり等

新庁舎開庁に向けたお知らせ

「令和元年7月広報さくほ」にて、新庁舎建設工事の遅延をお知らせしたところですが、しゅん工予定が立ちましたのでお知らせします。

新庁舎しゅん工予定

令和2年6月18日(木)

現 佐久庁舎・八千穂庁舎 閉庁予定

令和2年7月22日(水)

新庁舎 開庁予定

令和2年7月27日(月)

(令和2年7月23日～26日の4連休は戸籍の届出に限り新庁舎で受付します。)

●開庁予定日から、下記の課・係は、新庁舎に移転となります。

- ・【(健康福祉課) 地域包括支援センター係】千曲病院東棟から新庁舎に移転
- ・【建設課】、【産業振興課】八千穂庁舎から新庁舎に移転

※茂来館で行っている業務は、変更ありません。

○新庁舎移転に伴う業務実施スケジュール

内容 / 時期	4月	5月	6月	7月	8月
八千穂庁舎窓口業務 廃止	八千穂庁舎窓口は5/1まで				
八千穂福祉センター内出張所 開所		5/7からは八千穂福祉センター内出張所にて窓口業務を行います			
現佐久庁舎・八千穂庁舎 閉庁予定	佐久庁舎業務、八千穂庁舎の建設課・産業振興課業務は7/22まで				
新庁舎 開庁予定 (佐久庁舎業務) (建設課・産業振興課業務) (地域包括支援センター)			○6/18新庁舎しゅん工予定		7/27からは新庁舎にて業務を行います

●問合せ先

八千穂福祉センター内出張所について
新庁舎開庁について

住民税務課 住民係 0267-86-2527
総務課 管財係 0267-86-2525

令和
2年度

佐久穂町で実施している 補助事業等について

令和2年度の佐久穂町で実施する新規・継続事業をご紹介します。ご不明な点は担当部署までご相談ください。

●●●新規事業●●●

産後ケア事業

4月1日から、「産後ケア事業」が始まります。

目的：出産後の乳房ケアや子育ての相談などを行い、不安を軽減します。

内容：乳房マッサージ等の乳房ケア、授乳等の子育て相談など

対象者：佐久穂町に住所があり、出産から1年6ヶ月以内の産婦。

(令和2年4月1日以降に出産した産婦)

助成方法：妊娠届の時に助成券を交付。2,000円の助成券を3回まで利用できます。

利用できる医療機関：

佐久医療センター、浅間病院、浅間南麓こもろ医療センター、斎藤産婦人科医院、

いまいレディースクリニック

お問合せ先：健康福祉課 健康づくり係 0267-86-2525

●●●継続事業●●●

商工業雇用促進助成金

対象となる雇用期間を延長いたしました。

令和4年3月31日採用者まで 延長



商工業雇用促進助成金

従業員等の資格取得（受験料）、国際規格取得（ハサップ等）、自主勉強会（講師委託料等）、販売経路拡大（ホームページ拡充等）につき、その経費の一部を助成します。



インターンシップ事業補助金

大学生等が、町内の企業等にインターンシップ（研修就業等）する際の、受け入れ事業所、参加学生に対しかかる費用の一部を補助いたします。受け入れ事業所募集中です。（補助額：受け入れ事業所向け学生1人あたり2万円、上限10万円、学生向け 当町までの交通費、及び宿泊費の一部、上限あり）



※制度内容は令和2年4月現在のものです。最新の情報をご確認ください。

お問合せ先：産業振興課 商工観光係 電話0267-88-3956

佐久穂町商工会 本 所 電話0267-86-2275

八千穂支所 電話0267-88-2215

創業支援等事業補助金

空き店舗等改修、空き店舗等の賃借料、初期投資の経費の一部を補助します。

※制度内容は令和2年4月現在のものです。最新の情報をご確認ください。

お問合せ先：産業振興課 商工観光係 電話0267-88-3956
佐久穂町商工会 本 所 電話0267-86-2275
八千穂支所 電話0267-88-2215



生活再建住宅補修事業補助金（自然災害により被災した住宅の補修補助）

町では、自然災害により被災した住宅の補修や改修を行う方に対し補助を行う「生活再建住宅補修事業補助金」を創設しました。

半壊以上の「り災証明」を受けた方が対象で、補助率は工事費の2分の1。限度額は50万円です（自営工事は対象外）。

工事の対象経費が重複していなければ、町が行う「住宅応急修理制度」との併用も可能です。

詳しい支給要件や必要書類等は、町ホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

お問合せ先：総合政策課 政策推進係 電話0267-86-2553



住宅用地取得・住宅新築助成金

佐久穂町に定住のために住宅用地を取得する方や、町内建築業者により住宅を新築する方に対して、住宅用地取得・住宅新築助成金を交付します。

助成期間		平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）	
対象者		・世帯全員に市区町村税の滞納がない方 ・自治組織（区、常会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加していただける方	
助成の種別と要件	住宅用地を取得した場合	助成金額	土地取得額の3分の1以内（上限100万円）
		助成要件	・取得する住宅用地の面積が100㎡以上あること ・住宅用地取得後、2年以内に住宅の建築に着手すること
	住宅を新築した場合	助成金額	建築工事費の10分の1以内（上限50万円＋加算措置） ※加算措置を加えた場合の限度額も建築工事費の10分の1以内で、上限は100万円です 加算措置 ・子育て世帯（義務教育終了前） 10万円 ・若者世帯（夫婦いずれか45歳未満） 10万円 ・町産木材使用 10万円 ・町産石材使用 10万円 ・集落景観尊重建築 10万円 ・被災者支援加算 50万円 半壊以上の「り災証明」を受けた方が対象です
			助成要件

お問合せ先：総合政策課 政策推進係 電話0267-86-2553

令和2年度「コミュニティ提案型まち活性化事業補助金」事業募集

コミュニティ団体が主体となり企画実施する「まち活性化事業」に対し、補助金を交付します。皆さまのこれまでの経験や保有する人脈、蓄積されたノウハウ等を活かした事業提案をお待ちしています。

詳細はホームページに掲載する「募集の手引き」をご覧ください。

補助の対象となる事業かどうか、まずは事前相談をお願いします。※相談日時要予約

①事前相談 5月7日（木）～5月15日（金）

②事業提案 5月18日（月）～5月29日（金）

〈補助の種類〉

部門	補助率	上限
チャレンジ部門（新規設立団体向け）	10／10以内	20万円
ステップアップ部門（既存団体向け）	1／2以内	20万円
集落部門（区、常会向け）	10／10以内	5万円

〈対象事業〉

コミュニティ団体が「まち活性化」のために主体的に取り組む事業で、かつ新規に取り組むもの、または既存の事業に付加価値を付け発展的に実施する事業

- （1）公共的な課題の解決もしくは地域の再生・活性化のため実施する事業
- （2）既存の「コミュニティ」「住民の絆」「地域資源」「歴史文化」等を掘り起し、普及、継承、発信する事業
- （3）コミュニティを牽引する人材、未来のコミュニティを担う人材を育成する事業
- （4）新たなコミュニティの創出に寄与する事業
- （5）区または常会が行う集落の将来計画策定事業

〈令和元年度採択事業〉

■チャレンジ部門

団体名	事業名
おだんごかあちゃんの会	次世代の未来のために、今できる事を考えよう
おなっとう同好会	おなっとうの技能継承及び普及活動



おだんごかあちゃんの会
活動の一場面

■ステップアップ部門

団体名	事業名
宿岩ヘルスの会	介護予防を地域ぐるみではじめましょう

お問合せ先：総合政策課 政策推進係 0267-86-2553

—[広告欄]

新型コロナによる給付・貸付制度等相談に応じます
無料相談 相続・遺言・家系図・農地など

<毎月第2・4木曜日を予定、変更も有り>

5月14日（木）10:00～12:00

5月28日（木）10:00～12:00

会場：茂来館2階学習室 ※ご予約の方優先
※上記以外出張相談にも応じています
法務局での遺言書保管制度が7月10日開始

【相続の窓口】行政書士 竹内 達朗

☎0267-86-3717 FAX 86-3727



法務局での遺言書保管制度が始まります。

※手数料、取扱法務局が公表されました。

令和2年7月10日から全国300以上の法務局で実施

遺言書をなくす心配がなくなる

相続人による遺言書の廃棄・改ざんを防げる

家庭裁判所での検認手続きが不要

法務局に遺言者本人が出向いて申請を行う

手続きには予約・手数料が必要

遺言内容の相談には応じられない

※当事務所では内容等の相談に応じます。

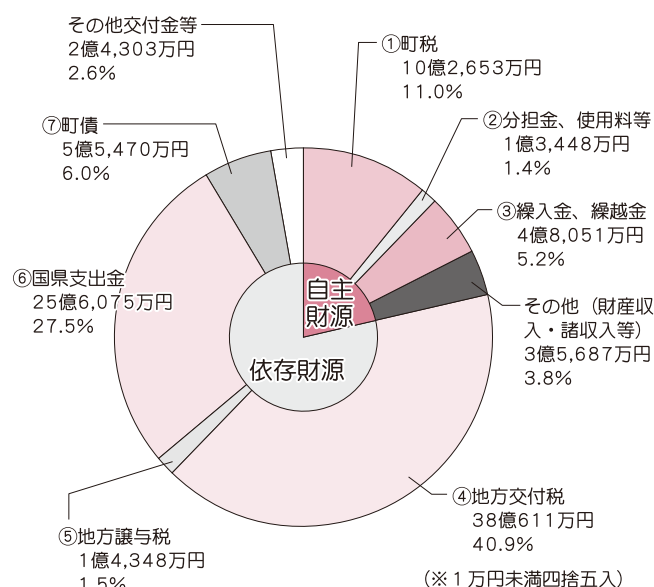


令和2年度 佐久穂町の 一般会計当初予算を公表します

令和2年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ93億646万円、前年度比3億4,346万円増額となっています。台風19号において甚大な被害を被ったことによる復旧及び復興事業を実施するため、歳出の約22%が災害復旧事業となる予算配分となっています。町のコミュニティ創生戦略の第2期目スタートによる予算配分を行うとともに、第1次行財政改革大綱を踏まえ、引き続き事業費等の見直しを図っています。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ○災害復旧 | ⇒ 道水路、橋、河川、農業施設等の復旧、半壊以上住宅修繕費用補助 |
| ○防災対策 | ⇒ ハザードマップ（1000年確率）作成 |
| ○地域活性化対策 | ⇒ 地域活性化推進事業（住宅用地購入・住宅新築に係る費用への補助） |
| ○子育て支援対策 | ⇒ 出生・成長祝金、給食費補助 |
| ○農業振興対策 | ⇒ 町内産ブルーのブランド化 |
| ○林業振興対策 | ⇒ 町有林の更新伐・間伐・植林の実施、木育推進事業、林野火災山林の再生費用 |
| ○商工業振興対策 | ⇒ 商工業雇用促進事業・商工業振興事業 |
| ○教育環境の充実 | ⇒ 教育用コンピュータ整備事業 |
| ○行政サービスの充実 | ⇒ 新庁舎移転 |

歳入予算 総額93億646万円



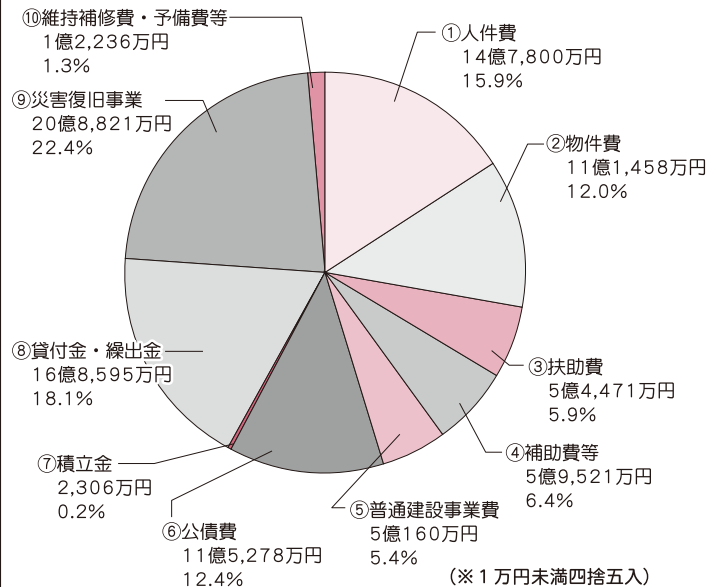
歳入の主なものは、

- ①町税は、10億2,653万円（11.0%）で前年度比374万円の増額です。軽自動車税の増を見込んでいます。
- ②分担金、使用料は、1億3,448万円（1.4%）で前年度比3,708万円の減額です。これは、主に保育園入所者負担金の減によるものです。
- ③繰入金、繰越金は、4億8,051万円（5.2%）で前年度比8億2,564万円の減額です。これは、主に役場庁舎建設の財源となった公共施設等整備基金からの繰入金の減によるものです。
- ④地方交付税は、38億611万円（40.9%）で前年度比497万円の減額となりますが、ほぼ横ばいです。
- ⑥国県支出金は、25億6,075万円（27.5%）で前年度比18億564万円の増額です。これは、主に災害復旧事業の増に伴う国庫支出金の増によるものです。
- ⑦町債は、5億5,470万円（6.0%）で前年度比7億718万円の減額です。役場庁舎建設に係る市町村役場機能緊急保全事業債の減などによるものです。

町民1人あたりにすると ※住民基本台帳佐久穂町人口：10,898人（R2.2.29現在）		
科目名	前年度と比べると	科目の説明
①町税	2,324円 94,194円 の増	町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税
②分担金、使用料等	3,070円 12,340円 の減	体育館使用料、住民票の発行手数料など
③繰入金、繰越金	73,230円 44,092円 の減	町の基金から繰り入れる収入 前年度から繰り越す収入
④地方交付税	6,925円 349,248円 の増	町の財源を保障するため国から交付され、自由に使える収入
⑤地方譲与税	654円 13,166円 の増	国が国税として集めて、地方へ譲与する収入
⑥国県支出金	167,148円 234,974円 の増	国や県から交付され、使い道が決められている収入
⑦町債	62,447円 50,899円 の減	道路などを造るためには多くの資金が必要のため、銀行などから借りる収入（借金）
自主財源	64,620円 183,372円 の減	町が自主的に収入しうる収入
依存財源	113,496円 670,588円 の増	国や県から交付される収入

町民1人あたりにすると ※住民基本台帳佐久穂町人口：10,898人（R2.2.29現在）		
性質名 1人あたり予算額	前年度と 比べると	科目の説明
①人件費 135,621円	19,840円 の増	職員の給与や議会議員の報酬などの経費
②物件費 102,274円	443円 の減	需用費、委託料、役務費、備品購入費などの経費
③扶助費 49,983円	2,135円 の増	児童手当、高齢者や障がいのある方への給付費などの経費
④補助費等 54,616円	2,864円 の増	各種団体への補助金や交付金、謝礼などの経費
⑤普通建設事業費 46,027円	150,356円 の減	道路や建物などの建設事業や用地購入などの経費
⑥公債費 105,779円	5,899円 の減	国や金融機関から借りたお金を返済する経費（借金の返済）
⑦積立金 2,116円	1,157円 の増	基金に積み立てる経費（貯金）
⑧繰出金・貸付金 154,703円	12,725円 の減	一般会計と特別会計などの間において支出される経費

歳出予算 性質別 総額93億646万円



性質別の歳出予算の主なものにつきまして、

- ①人件費は、14億7,800万円（15.9%）で前年度比1億8,901万円の増額です。物件費であった臨時職員賃金が会計年度任用職員報酬になったことによるものです。
- ②物件費は、11億1,458万円（12.0%）で前年度比2,897万円の減額です。これは役場新庁舎の備品購入費の減などによるものです。
- ④補助費等は、5億9,521万円（6.4%）で前年度比1,905万円の増額です。これは、台風19号災害に係る住宅改修補助金の増によるものです。
- ⑤普通建設事業費は、5億160万円（5.4%）で前年度比16億8,473万円の減額です。役場新庁舎建設に係る工事費の減などによるものです。
- ⑥公債費は、11億5,278万円（12.4%）で前年度比9,053万円の減額です。過去の償還が終了したことによる減です。
- ⑧繰出金・貸付金は、16億8,595万円（18.1%）で前年度比1億7,803万円の減額です。索道事業特別会計終了による繰出金の減などによるものです。
- ⑨災害復旧費事業は、20億8,821万円（22.4%）で皆増です。これは台風19号災害復旧事業を本年度も実施するためです。

その他特別会計等の当初予算

特別会計名	令和2年度予算額	平成31年度予算額	増減額	増減率（%）
国民健康保険特別会計	12億2,447万円	12億230万円	2,217万円	1.8
介護保険特別会計	14億3,800万円	14億1,100万円	2,700万円	1.9
住宅改修資金等貸付事業特別会計	728万円	849万円	-121万円	△ 14.3
簡易水道事業特別会計	3,091万円	2,660万円	431万円	16.2
農業集落排水事業特別会計	7,888万円	7,592万円	296万円	3.9
住宅地造成事業特別会計	2,946万円	1,531万円	1,415万円	92.4
老人保健施設特別会計	3億9,428万円	4億1,639万円	-2,211万円	△ 5.3
後期高齢者医療特別会計	1億4,944万円	1億4,295万円	649万円	4.5
病院事業会計（収益的収支）	16億5,675万円	17億5,637万円	-9,962万円	-5.7

問い合わせ先 ● 総合政策課 財政係 TEL 0267-86-2553

令和2年度 職員配置表

(令和2年4月1日現在)

町 長 佐 々 木 勝

副町長 相 馬 信 治

教育長 倉 澤 誠

下線は新規採用職員・(再)は再任用職員・【 】内は係の主な担当事務

総務課 (佐久庁舎2階) 課 長 高見澤 稔明 課長補佐 清水 明	庶務係 86-2525	係長 清水 明	井出武志 菊池巧 濱口歩 佐々木豊 木嶋浩佑 武重彩笑 小宮山昇平 (再) 【条例、給与、職員の任免、選挙、自治会、消防・防災、防犯、無線、姉妹都市交流、文書收受、庁内車両、交通安全、指名入札、消費者生活など】
	管財係 86-2525	係長 小林 修一	佐々木悟 古屋豊 増田健吾 石井大介 【財産・庁舎・住宅・街灯管理、国土調査、公共施設管理計画など】
総合政策課 (佐久庁舎2階) 課 長 松澤 明彦 課長補佐 渡辺 長寿	政策推進係 86-2553	係長 小林 浩	黛史浩 水嶋千春 笹崎慎一 【地方創生、総合計画、行財政改革、都市計画など】
	情報政策係 86-2553	係長 松岡利恵子	内藤真子 菊池健太 【広報、統計、ホームページなど】
	財政係 86-2553	係長 内藤 健文	金子友和 【予算決算、交付税、起債、財政計画など】
住民税務課 (佐久庁舎1階) 課 長 須田 恒樹 課長補佐 島田 和紀	税務係 86-2526	係長 星野 光輝	宿岩勉 鳥川祐介 友野幸代 相馬宏美 青木健 中澤康太 【町県民税、固定資産税等の賦課徴収など】
	住民係 86-2527	係長 佐々木 晃	伴野美咲 小林祐太 佐々木陽菜 【戸籍、住民基本台帳など】
	国保年金係 86-2527	係長 布施 秀雄	相馬泰 富岡美奈 【国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金など】
	人権政策係 86-2527	係長 島田 和紀	【人権啓発、男女共同参画、人権擁護、隣保事業など】
	生活環境係 86-2552	第1係長 佐々木裕之 第2係長 和田 眞成	輿水雄二 市川智英 小林恵祐 須田秀俊 (再) 【ごみ処理、公害、自然環境、墓地申請、環境衛生など】
	(清掃センター) 88-2111 【住民税務課付】		高橋綾香
健康福祉課 (佐久庁舎1階) 課 長 井出 政利 課長補佐 新津 善政	健康づくり係 86-2528	係長 中島ゆかり	佐塚神仁 小池良 【健康管理、保健予防など】 大井直美 井出真理 山崎藍 内藤葉月 山口彩花 今溝恵理 小口茉菜 (佐久総合病院から派遣) 田中里佳 【保健事業の実施、保健の総合相談】
	福祉係 86-2528	係長 小澤 実	須田高宏 伴野文和 小林正樹 【生活保護、障がい者の福祉、民生児童委員協議会など】
	高齢者係 86-2528	係長 佐塚 民生	小林昭宏 小林志保 【高齢者の福祉、介護保険など】
	包括支援センター係 86-1550	係長 高橋 智幸	出浦千恵 堀米篤子 黒澤里帆 (佐久総合病院から派遣) 有賀ひとみ 田中香菜 【地域包括支援、在宅支援、高齢者総合相談など】

教育委員会	こども課 (佐久庁舎 1 階) 課 長 友野 裕行 課長補佐 佐々木 斉	学校教育係 86-4940	係長 市川美奈子	中村綾香 土橋奈央子 【教育委員会事務、奨学金、小中学校のこと】 【佐久穂中学校 86-2280】 【佐久穂小学校 86-2134】 井出諭 【共同調理場 86-3196】 岡部順子 井出はるみ 井出亜弓 吉田静香 花岡美雪 青木昌代 (再) 出嶋裕子 (再)
		子育て支援係 86-4940	係長 佐々木 斉	井出菜見 【児童館、学童クラブ、子育て支援、少子化対策、青少年健全育成、要保護児童対策など】
		保育園係 86-4940	係長 佐々木 斉	阿部智子 【保育園事務、保育園の運営など】
		栄保育園 86-2186	園長 石井 佳代	内藤あゆみ 青木律子 嶺山知奈美 小池美和 山浦志織 小林恵美 星野成美 高見澤里美 (再)
		海瀬保育園 86-2187	園長 岩井 靖子	新海菊江 青木康 井出明美 高見澤美代 岩崎生宙
		八千穂保育園 88-2252	園長 小池 洋子	小須田てるみ 柳澤由紀恵 倉澤育枝 小澤幹 佐塚友香
		【こども課付】		菊池真由美 畠山優 佐々木友里
	生涯学習課 (花の郷茂来館・図書館) 課 長 須田 芳明 (公民館長兼) 課長補佐 渡辺知司郎	生涯学習係 86-2041	係長 渡辺知司郎	須田啓介 佐々木学 高見澤礼奈 畠山重利 (再) 【社会教育、公民館活動、公園管理など】
		文化財・芸術係 86-2041	係長(兼) 須田 芳明	宮川朋樹 【文化財、町誌編さんなど】
		図書館 86-7020	館長(兼) 須田 芳明	井出雅 【図書貸出、読み聞かせなど】
		美術館 88-3881	館長(兼) 須田 芳明	菊池一郎 【奥村土牛作品の展示など】
				須田めぐみ 【会計事務】
	会計室 会計管理者 高見澤浩之	会計係 86-2559		
	産業振興課 (八千穂庁舎： 代表88-2525) 課 長 井出 豊 課長補佐 倉澤 栄司	農政係 88-2528	係長 倉澤 栄司	浅井弘幸 馬橋良輔 津金海斗 【農業振興、山村振興、園芸・畜産振興、新規就農支援など】
		(農業委員会) 88-3957		小澤学
		林務係 88-2529	係長 岩崎 恒春	岡部秀孝 土屋潤 潮田雅晴 【林業振興、公有林管理、林道開設管理、有害鳥獣駆除など】
		商工観光係 88-3956	係長 山口 真一	大橋睦美 星野博之 山口学 【商工業の振興、労政、観光振興、別荘など】
	建設課 (八千穂庁舎： 代表88-2525) 課 長 市川 明美 課長補佐 須田 稔勝	建設係 88-2526	第1係長 須田 稔勝	井出真 新津利輝 阿部省吾 菊池虎雄 井出勇 友野好人 小須田智子 西澤大樹 菊池圭 木内佑 市川 誠 (再)
		88-2527	第2係長 小林 博行 (長野県から派遣)	【道水路、河川、橋梁の維持管理、道水路の占用、建築確認申請、土地改良事業、農業用施設維持管理、高速道関連事業、道水路、河川、橋梁などの調査設計、町営水道管理、下水道等普及など】
			第3係長 小宮山弘道	
	老人保健施設 事 務 長 市川 弘明	86-5330		櫻井嘉昭 新海邦和 今井亮佑 茂原和平 市川恵 関口小春 新津恵美 高見澤美佐子 三浦麻衣子 池田恵里奈 新津敦 加藤耕太郎 渡辺美奈世 金子博子 井出諭志 加藤美幸 油井未知 岡部礼子 山崎里沙 友野亜紀 高見澤克
		【老人保健施設付】		小林由貴
	議会事務局 事務局長 井出 明	86-2556		土屋香澄 【議会事務、監査委員事務など】
	千曲病院 事務長 佐々木茂 (再)	86-2360	係長 松澤恵美子	伴野晴孔
	派遣職員	【長野県東京事務所】 大工原雄一 【南佐久環境衛生組合】 岡部豊一 【社会福祉協議会】 高見澤茂 相馬文雄		

※各課へのご連絡は、直通電話番号をご利用ください。
台風19号災害対応のため、住民税務課・健康福祉課・産業振興課・建設課は増員配置しました。

●佐久穂町立千曲病院 外来診療担当変更のお知らせ●

令和2年4月より、外来診療担当が一部変更になりました。詳しくは掲載されております外来診療担当表をご確認ください。

受付時間		午前 8 : 30～11 : 30			午後 1 : 30～ 4 : 30			
診療科	担当医師		月	火	水	木	金	土 第 2・4 休診
内 科	 小林正明  田原 充  大橋正明  大島俊夫  田邊佳代子	午前	田原 小林	田原 大島	小林 大島	小林 大島 大橋	田原 小林	田原 小林 第 1・5 大島
	午後	田原	大島 田邊 予約制	大島	大島 大橋 田邊 予約制	田原 小林		
外 科	 大澤明彦	午前	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤	大澤
	午後	大澤		大澤	大澤	大澤		
午後外来責任者		午後	田原	大島	植竹 大澤	大澤	植竹	
整形外科	 小橋芳浩  木村康成  由井睦樹  千木良正機  飯野潤二	午前	小橋	木村康成		小橋	千木良 (第5を除く)	奇数月第3 由井
	午後	小橋	木村康成	飯野	小橋	千木良 (第5を除く)		
胃腸科	 植竹智義	午前	植竹				植竹	植竹
	午後	植竹		植竹		植竹		
呼吸器内科	 木村朗子	午前		木村朗子				
循環器科	 竹村隆広	午後				第 1 竹村		
皮膚科	大倉俊雄	午前				第 2・4 大倉		
小児科	信州大学医師	午前	信州大学 医師			信州大学 医師		
神経内科	 高 昌星	午前					高	
肝臓外来	山梨大学医師	午前						山梨大学 医師
リウマチ科	野澤洋平	午前			野澤 予約制 再診のみ (第1・5を除く)			
眼 科 予約制 86-2360	 澤井循暉  佐藤新兵	午前			澤井 予約制			第 3 佐藤 予約制
	午後		澤井 予約制					
泌尿器科 15:00 ～	佐久総合病院 佐久医療センター	午後	第 2 佐久総合病院医師 柏原		第 4 佐久医療センター 医師			
人間ドック	予約制 電話：86-2830	終日	大島	大澤	植竹	山梨大学医師 植竹	植竹 大島	
大腸鏡	植竹智義 大澤明彦 大島俊夫	午後	大澤 大島		大島 植竹			

予約変更のお電話は診療日の午後1時~午後4時30分の間をお願いします。 佐久穂町立千曲病院 電話：0267-86-2360
予定は都合により変更になる場合があります。

information

お知らせ

<JR 東日本からのお知らせ> 八千穂駅の乗り場変更について

■問合せ 総務課 ☎0267-86-2525

JR東日本をご利用いただき、ありがとうございます。

- ・2020年4月20日始発から、全ての列車は八千穂駅舎側乗り場から発車します。
- ・駅舎と反対側へのホームへは渡れなくなります
- ・列車が接近すると「カンカンカン…」と鳴る警報音や「列車がきます」と表示する機器は動作しなくなります
- ・線路内の通行は大変危険ですので、おやめください
- ・右図のポスターを八千穂駅に掲出しておりますので、八千穂駅をご利用の際はあわせてご確認ください
- ・工事の状況により4月20日以降になる場合もあります



お知らせ
八千穂駅 のりば変更について

JR東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
2020年4月20日（月）始発より、すべての列車は、駅舎側ののりば（現在の中丸・佐久平方面のりば）から発車いたします。

変更内容
のりばの部分は4/20以降、通路を含めて使用できません

2020年4月20日以降ののりばイメージ

お客さまのご理解をお願いいたします。

小丸・小丸駅方面ののりばへの通路をご利用のお客さまに列車が近づいたことの注意を促す目的で設置しております警報音「カンカンカン…」と、「列車がきます」と表示する機器は動作しなくなります

なお、線路内の通行は大変危険ですのでおやめください

JR東日本長野支社

お知らせ

令和2年度狩猟免許講習会及び試験日について

■問合せ 佐久地域振興局 林務課 林務係 ☎0267-63-3152／産業振興課 林務係 ☎0267-88-2529

野生鳥獣による農作物被害が増えております。

被害を防ぐには、防護柵の設置や鳥獣捕獲等が対策の一つです。鳥獣を捕獲する際には、狩猟免許が必要になります。次の日程で狩猟免許講習会が行われますので、取得を希望される方は、佐久地域振興局林務課林務係へお申込み下さい。

佐久地域では下記の日程で行われます。

■ 1 回目

場所 佐久合同庁舎 ※わな猟のみ

初心者講習会 令和2年6月20日（土）

狩猟免許試験日 令和2年6月27日（土）

申込期間 令和2年5月25日（月）
～6月5日（金）

■ 2 回目

場所 佐久合同庁舎

初心者講習会 令和3年2月10日（水）

狩猟免許試験日 令和3年2月20日（土）

申込期間 令和3年1月18日（月）
～1月29日（金）

■ 上田地域では1回のみとなり会場は未定です。

初心者講習会 期日は未定です

狩猟免許試験日 令和2年8月30日（日）

申込期間 令和2年7月27日（月）
～8月7日（金）

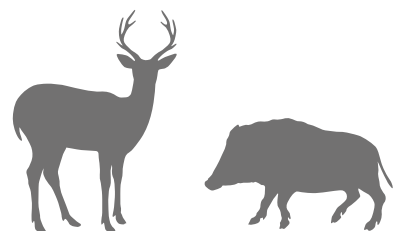
時間は全て8：30～17：00で行われます。

8：30～17：00までに必要書類とテキスト代及び試験料を添えて佐久地域振興局林務課林務係にお申し込みください。

■ テキスト代 3,300円

■ 試験料 1種毎に5,200円

申込用紙は、役場産業振興課林務係にもございます。



information

News

出生祝金を贈呈しました

■問合せ こども課 子育て支援係 ☎0267-86-4940

3月30日に3名のお子さんへ出生祝金を贈呈しました。

*令和元年11月生まれのお子さんです。



お知らせ

こどもセンターさくほっこからのお知らせ

■問合せ 佐久穂町こどもセンター ☎0267-86-2123

『5月 こどもセンターさくほっこ行事』

～さくほっこdeリトミック♪～

■日時：5月12日（火）

①乳児の部 10:00～10:45

②幼児の部 11:00～11:45

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

■定員：15組程度 ※事前の申し込みが必要です。

■申込先：こどもセンターさくほっこ窓口

または ☎86-2123

音楽に合わせて体を動かします。動きやすい服装でお越し下さい。

『子育てママの就労相談』

■日時：5月11日（月） 10:00～12:00

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

■参加費・事前申し込み：不要

女性就労支援員が個別に相談に応じます。お子様連れでの相談もできます。お気軽にお越し下さい。

『すくすくTIME』

■テーマ：「うたおう！作ろう！

みんなでやってみよう！」

■日時：5月18日（月） 10:00～11:00

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

今回は、歌や手あそび、工作などをします。

■参加費・事前申し込み：不要

『よみきかせ&おたんじょう会』

～図書館司書による読み聞かせと

さくほっこスタッフによるお誕生会～

■日時：5月26日（火）

10:00～手形アート作り（お誕生児のみ）

10:30～よみきかせとお誕生会

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

■参加費・事前申し込み：不要

※状況により日程が変更になる場合があります。

information

お知らせ

子ども・子育て支援事業計画について

■問合せ こども課 子育て支援係 ☎0267-86-4940

令和2年3月2日に、第2期さくほまち子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）について、佐久穂町子ども・子育て審議会の佐藤恭博会長と由井初代副会長より佐々木町長へ答申書の提出がありました。

同答申書は、佐久穂町子ども・子育て審議会が町長からの諮問を受けて、計画の基本理念や基本目標、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などについて審議した内容をまとめたものです。

町では答申を受け、子育て支援の更なる推進に取り組んでまいります。



お知らせ

図書館だより

■問合せ 佐久穂町図書館 ☎0267-86-7020

■移動図書館車の利用について

2週間に一回町内を巡回していましたが、5月より利用方法が変わります。

移動図書館車の運行は、主に施設を中心に巡回し、個人利用は登録制となります。

基本的に巡回は水曜日和金曜日です。

★個人で利用される方へ★

施設に巡回する水曜日和金曜日の午後に貸出・返却ができます。

読みたい本をご連絡いただき、従来の巡回ステーションまでお届けいたします。

利用をご希望の方は、

図書館☎0267-86-7020

までご連絡下さい。

今後は利用方法を試行しながら、移動図書館車の運行を考えていきたいと思います。

ご意見・ご要望などありましたら、ぜひお聞かせ下さい。参考にさせていただきます。

■とちの実おはなし会

日時 5月9日（土） 15:00～16:00

場所 イベントギャラリー

内容 絵本の読み聞かせ ほか

☆詳細は館内チラシ等でご確認ください。

※イベント等につきましては、状況に応じて中止・延期等ありますがご了承願います。

■図書館の利用について

新型コロナウイルス感染防止対策として令和2年2月29日（土）より、現在も貸出・返却のみの利用となっております。

図書館内での閲覧及び学習はできません。

ご利用の皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、茂来館エントランスホールは通常通り利用可能です。出入り口でのアルコール消毒・マスク着用・手洗い・うがい等へのご協力も、引き続きお願いいたします。

information

お知らせ

国民年金任意加入制度について

■問合せ 小諸年金事務所 ☎0267-22-1080／住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く。）ただし、申出のあった月からの加入となり、遡って加入することはできません。

■任意加入をする条件

1. 日本国内に住所を有する60歳から65歳未満の方
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

■加入手続きの留意点

任意加入については、「外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

佐久穂町に居住している方の任意加入の申込み窓口は、佐久穂町役場住民税務課国保年金係窓口または、小諸年金事務所となります。

■持ち物

年金手帳、マイナンバーカード
預金通帳、金融機関への届出印

■問い合わせ先

小諸年金事務所
住民税務課 国保年金係



お知らせ

国民年金付加年金制度のお知らせ

■問合せ 小諸年金事務所 ☎0267-22-1080／住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

■国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

例）付加保険料400円を480月納付した場合の保険料額＝192,000円

年金受給年額：200円×480月＝96,000円

※年金受給後2年間で保険料額を満たします。

■付加保険料の加入手続き

佐久穂町役場住民税務課国保年金係にて加入手続きをお願いします。

付加保険料の納め方は、申出た月分からお支払いしていただくことになります。

○納付書で納める方法

○口座振替、クレジットカードで納める方法

■付加保険料を納める際の留意点

○付加年金料の納期限は、翌々末日（納期限）と定められています。

○納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

○付加保険料の納付を希望しない場合は、納付辞退申出書の提出を必要とします。

○国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

■持ち物

年金手帳、マイナンバーカード
預金通帳、金融機関の届出印
クレジットカード

■問い合わせ先

小諸年金事務所
住民税務課 国保年金係

information

お知らせ

令和2年度 町税等の納期限及び口座振替日一覧

■問合せ 住民税務課 税務係 ☎0267-86-2526

税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
町営下水道料 (農集)		2・3 月分		4・5 月分		6・7 月分		8・9 月分		10・11 月分		12・1 月分
納期限 (口座振替日)	4月 30日(木)	6月 1日(月)	6月 30日(火)	7月 31日(金)	8月 31日(月)	9月 30日(水)	11月 2日(月)	11月 30日(月)	12月 28日(月)	2月 1日(月)	3月 1日(月)	3月 31日(水)

☆税・料金は期限内の納付をお願いします！！

口座振替の方は、振替日の前日までに必ず口座残高を確認してください。

現金納付の方は、役場会計室または各金融機関窓口にて納付してください。

☆税・料金の納付は安全で便利な口座振替をおすすめします！！

口座振替の手続きは役場各窓口または八十二銀行、佐久浅間農協、ゆうちょ銀行（郵便局）でお願いします。

お知らせ

～不動産を取得したときの税金～ 不動産取得税についてのお知らせ

■問合せ 長野県東信県税事務所課税課 課税第二係 ☎0267-63-3138

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときに、取得した方に納めていただく税金（県税）です。

納税額は、課税標準額（税額計算の基礎となる額）×税率です。

課税標準額は、新築家屋については、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産については、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

■土地・家屋を売買等で取得された方

土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月から概ね5か月後に、納税通知書をお送りしますので納税をお願いします。

■住宅等を新築された方

通常は、住宅等を新築された翌年8月頃に納税通知書をお送りします。（特例控除によって免税点未満となり、納税通知書が送付されない場合もあります。）

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>



information

お知らせ

不妊・不育治療費の助成について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

佐久穂町では少子化対策の一つとして、不妊・不育治療を行っている夫婦に対し、治療費の助成があります。

令和2年4月1日から制度が次のとおり変更となり、助成費が拡大されました。

1 対象者

申請時に治療を受けた夫婦双方又は一方が佐久穂町に1年以上住所を有する者で、町税等を完納の夫婦です。

2 申請の期間

一連の治療が終了したその年度内に申請をしてください。

※長野県の不妊・不育治療支援事業の対象となる場合はそちらの助成金額が確定してから町の制度へ申請してください。

長野県の不妊・不育治療支援事業については佐久保健福祉事務所へご確認ください。

3 助成金

不妊・不育治療に要した治療費の自己負担額の半分の1回あたり30万円までを上限とし助成します。

申請は、通算5回までできます。

※治療費とは、不妊・不育治療に要する保険適用外の検査費及び診療費のことをいいます。

4 注意

令和元年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に不妊治療を受けていた方については、前要綱に従い助成をします。この期間に治療をしていた方は、治療を継続中であっても、一度助成の申請を行ってください。

なお、不育治療については令和2年4月からの治療が対象となりますので、ご注意ください。

お知らせ

各種予防接種について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

■日本脳炎の予防接種

定期予防接種の対象3歳・9歳・（18歳）となるご家庭へ問診票兼無料券（1期または2期）を送付します。18歳の方については接種確認ができた方から問診票を送ります。

積極的勧奨の差し控えが行われた期間（平成17年5月30日から平成22年3月31日）に、定期の予防接種対象者であった方で、第1期接種を完了している方は、第2期の接種が行える場合がありますので、健康福祉課健康づくり係までご相談ください。

■麻疹風しん混合ワクチン予防接種

定期予防接種対象の保育園年長児相当のお子さんに問診票を（第2期）郵送します。接種期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日です。

予防接種について、ご不明な点は健康福祉課健康づくり係までお問い合わせください。

■成人の風しん予防接種

町では下記の方へ風しんの予防接種の助成を行っています。

●対象者

町内に住所を有し、年度末で20歳以上50歳未満の方。（風しんの予防接種は、妊娠の予定があったり、妊娠してからでは接種できません。そのため、「接種前1か月＋接種後2か月＝合計3か月」の避妊が必要となります。ママだけでなくパパも風しんの予防接種をお勧めします。）

●申請・助成方法

上限3,000円の補助（償還払い制）

予防接種について、ご不明な点は健康福祉課保健係までお問い合わせください。

成人風しんクーポン券対象の方（昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれ）の男性は役場から郵送されるクーポン券をご利用ください。

information

お知らせ

広報さくほへ広告を掲載しませんか

■問合せ 総合政策課 情報政策係 ☎0267-86-2553

「広報さくほ」では、企業の皆様からの広告を掲載しております。広告を出したいが、どこに出せばよいかわからない方、広告の範囲拡大を検討している方、「広報さくほ」をぜひご利用ください。

広告掲載料金は下記のとおりです。

	1 枠 (44×85mm)	1 枠 (44×175mm)
町内業者	2,500円	5,000円
町外業者	5,000円	10,000円

申込方法・広告範囲等についてはお問合せください。

お知らせ

佐久穂町食育推進委員会 委員の募集

■問合せ 佐久穂町食育推進委員会
事務局：健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

町では、町の皆さんが健康で生き生きと暮らしていく上での基盤となる「食」について、一人ひとりが正しい知識と実践力を身に付けることを目標に、食育推進委員会を設置し活動しています。

食育推進委員の任期満了にともない、以下のとおり一般公募による委員の募集を行います。

- 対象者：町在住で、食育推進委員として活動していただける方（性別は問いません）
- 任期：令和2年6月から2年間
- 主な活動内容：委員会への出席および食育の普及活動
- 定員：若干名（先着順）
- 申込先：町食育推進委員会事務局
- 申込締切：5月15日（金）

町の食育について考え、活動する団体です。

私たちの身近にある「食」について一緒に考えませんか？

ご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせください。

お知らせ

環境美化運動実施のお知らせ

■問合せ 住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552

■日時：令和2年5月31日（日）

午前6時～午前7時

■場所：お住まいの区や常会

本年もきれいで住みよい佐久穂町をつくるため、全町一斉のごみ拾いを行います。多くの町民の皆さんの積極的なご参加をお願いします。

お知らせ

各種予防接種について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

■子宮頸がん予防ワクチンの接種について

子宮頸がんは、日本全国で年間11,000人程度（国立がん研究センターHPより）が診断され、年間3,000人程度が亡くなっています。HPVワクチンを接種することで、子宮頸がんの前がん病変を90%以上予防することが分かっています。

ただし日本では、厚生労働省がワクチン接種後の副反応について、次のような疾患と発症頻度をホームページ上に上げています。（ただしワクチン接種との因果関係が認められているわけではない）

- ・アナフィラキシーが約96万接種に1回
- ・ギランバレー症候群が430万接種に1回
- ・急性散在性脳脊髄炎が430万接種に1回
- ・複合性局所性疼痛症候群が830万接種に1回

現在、積極的勧奨が差し控えられていますが、希望者は接種することができます。対象は今年度12歳から16歳（平成16年4月2日から平成21年4月1日生）で、小学校6年生相当から高校1年生相当の女子です。標準的な接種年齢は13歳（中学1年生）です。接種回数は3回です。接種を希望する方へは、保健師から接種における注意等の説明の後に問診票兼無料券をお渡ししますので、健康福祉課健康づくり係までご連絡下さい。

information

News

佐久穂町消防団が 消防庁長官表彰を受賞

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

佐久穂町消防団が、令和元年東日本台風被災時の水防活動や避難誘導といった防災活動が評価され、防災功労者に対する消防庁長官表彰を受賞しました。

これを受けて、3月17日（火）に佐久穂町消防団の井出徳久団長から佐々木勝町長へ受賞の報告がされました。

報告の際に井出団長は、「（表彰を）貰うような事態にならないことが一番ですが、多くの団員が昼夜を問わず懸命に活動にあたった結果だと思います。今回の表彰を励みに、これからも佐久穂町の防災を担う一員として地域と協力していきたいと思います。」と話していました。



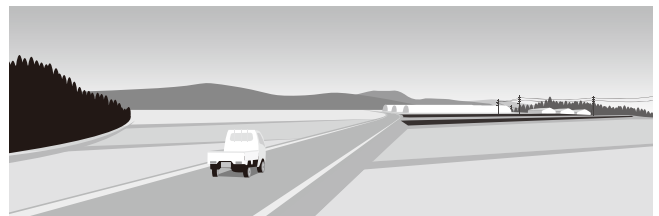
News

千ヶ日向区が道路美化活動で長野県 知事から感謝状を授与されました。

■問合せ 総合政策課 情報政策係 ☎0267-86-2553

千ヶ日向区は、平成21年度に長野県と「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の協定を締結して、国道299号に面した歩道・待避所・法面等の清掃、枝払い等の道路美化活動を実施してきました。

千ヶ日向区のこれらの活動に対して、3月18日に佐久建設事務所において、井出清嗣区長へ長野県知事からの感謝状が贈られました。



News

災害時等における放送に関する協定書の調印

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

3月16日（月）、町と（株）エフエム佐久平との間で「災害時等における放送に関する協定」を締結しました。

この協定は、地震などの災害が発生し、または発生する恐れがあるときに、避難勧告などの災害緊急放送を行っていただくためのものです。

ご協力いただきます皆様に感謝申し上げます。



地域おこし協力隊員コラム

「残したい風景」

地域おこし協力隊 炭谷 茜



原稿を書いている現在（4月6日）は新型コロナウイルスの感染拡大に関し、世の中がただならぬ状況にあります。台風19号によって沈んだ空気感、さらに今回のことが重なり、より不安を抱えてお過ごしの方も多いのではないのでしょうか。皆さん、お元気ですか？

3月中旬、近所に味噌づくりの見学にお邪魔しました。釜で豆を煮て、つぶして混ぜる味噌仕込みを、昔から2軒共同で行っているそうです。子供が3人も入りそうな樽には、代々の親戚の笑い声がしみ込んでいるような伝統を感じました。みんなでなにかやるっていいですね。この世界規模の危機に際しても、改めて、同じことを思いました。

災害当時の区長さん7名の動きをまとめた「地域の道しるべ新聞vo.2」を同じ協力隊の副島さんと2月末に発行し、全戸配布しました。この災害を経験した人は、この経験を伝え、今後に役立てることがきっとできると思い、作成しました。お読みいただけたら嬉しいです。

私の個人的な学びとしては、目の前を流れる川に改めて着目し、この抜井川がいつまでも穏やかな川であってほしいと強く願うようになりました。ここに住む人は、単に農地や家屋を維持する責務があるだけではなく、それらを取りまく川や水路や山、つまりはその環境全体を後世に残す役割を背負っているということ、姿を変えた抜井川をみて体感しました。

以前、信州大学の学生と、大日向4区の皆さんに抜井川にまつわる思い出を聞く機会がありました。「もっと川が近くて、野沢菜などを洗っていた」「洗濯をする横で子供が泳いでいた」。ライフラインとしての川があり、各戸の暮らしを川がつないでいた様子が思い起こされました。かつては生活の場であった抜井川ですが、今は上下水道が整備され、生活が川に密着したものではなくなりました。農地についても、多くの人が農業に従事していた時代とは存在感が変わってきたといえます。時代によって、その土地と、人間の生活との距離感は変化してゆきますが、この土地の上で、生活が綿々と続いていくことを忘れてはいけないと思います。今週末は、大日向に越してきて3回目の春の道普請です。

<プロフィール>

千葉県松戸市出身。信州大学経済学部にてまちづくりを学ぶ。
平成30年4月より佐久穂町地域おこし協力隊に着任。



さわめびと

発掘!

芸事一筋。90歳を超えた今も、老人福祉施設などでのアコーディオン演奏が生きがい。

まつざわ しょういち
松澤 昭一さん

1929年佐久穂町生まれ。中学を繰り上げ卒業後の45年、満州に渡って満拓（満州拓殖公社）に就職。終戦後、1年間の収容所暮らしを経て引き揚げ。父親の左官業を手伝い、「多い時は野球チームができるくらい」人を使っていたことも。高野町の祇園祭のお囃子で笛、三味線を覚え、その後ハーモニカ、ピアノ、アコーディオンも。4年前に妻を亡くし一人暮らしだが3食自炊。「こないだはフキノトウの天ぷらをしたんだよ」。高野町在住。

「アコーディオンの好きなところは、音がいいところ。いま、コードを習っているところなんだけど、コードをマスターして、どんなリクエストにも応えられるようになりたいね」

時

節柄、中断しているが（取材時、新型コロナウイルスの感染が拡大中だった）、ふつうなら月に二、三回は老人福祉施設などへの慰問を欠かさないといい昭一さん。九十歳を超えた今でも、アコーディオンを背負って、自転車で会場に現れる。

演奏するのは童謡や唱歌が多いが、その際に活躍するのがお手製のノート（歌詞カード）。一冊のノートに二十曲ほどが収められており、お客さんはそれを見ながら歌い、昭一さんは歌に合わせて伴奏する。クリスマスバージョン、春、秋バージョンなど、ノートは二十冊を数える。えっ、二十冊×二十冊ということはレパートリーは四〇〇曲を超えるということですか？「そうなるね。全部前奏入りというわけにはいかないけど、メ

ロディーだけだったならそのくらい弾けますよ」

と、柔和な笑顔を見せる昭一さん。しかも、まだアコーディオンを始めて四年目というから驚く。

昭一さんがアコーディオンを始めたきっかけは、四年前の愛妻節子さんの死。その悲しみ、寂しさをまぎらわすために始めたのがアコーディオンだった。

むずかしそうに見える楽器だが、昭一さんにとってはどうもそうではないらしい。

「アコーディオンをやる前はピアノをやってたのね。そのときに、キーを弾くのは上手になったの。だからアコーディオンもできるかなって始めました」聞けば昭一さん、いままでに手を染めた楽器は片手では収まらない。中でも一番古いのが三

味線だ。

「二十歳を過ぎた頃に高野町の祇園祭の仲間に入れてもらって、屋台でお囃子の太鼓を叩き始めたの。それから笛を始め、笛を吹いているときに三味線を見てたら、自分にもできそうだなって思ってた」

三味線をやり始めたたちまち上達し、今度は祇園祭の若い衆に教える立場になった。その後はお祭り関係以外の人にも教えるようになり、多いときで五人ほどに教えていたこともある。今も二人の生徒さんに週一回教えている。

「でも、笛も良かったよ。自分で言うのもおかしいけど」

祇園祭の屋台で活躍する若かりし頃の昭一さん……。さぞかしカッコよかったに違いないが、つい最近、それを裏付けるエピソードが「発掘」された。

「私が屋台で三味線を弾いている姿がすごく良くて、ずっと好きだったって、ある女性から告白されたの」

この、色男ッ！

五十歳を過ぎた頃から民謡を始め、やはり同じ頃から日舞（西川流）を習い始め十五年続けた。昭一さん、根っから芸事が好きなのである。

町内での知名度、人気も抜群だ。社協で月に一、二度開催している「ほっとカフェ」では昭一さんが舞台に立つと、「昭ちゃん、カワイイ！」の声が飛び、終われば、握手攻めにあう。

「おかげで楽しいよ。私の元気な姿を見て、もう少し長生きしたいなんて思っている人もいるかもしれないね」

毎日十時から二時間はアコーディオンの練習に充てている。「アコーディオンの好きなところは、音がいいところ。いま、コードを習っているところなんだけど、コードをマスターして、どんなリクエストにも応えられるようになりたいね」

練習する居間には節子さんの写真が昭一さんを見守るように飾ってある。その節子さんに「おはよう」、「おやすみなさい」と声をかけるのが日課だ。「子どもたちはいい加減（写真を）片付けろっていうんだけど、愛が深くて忘れられないんだよ。うん、今でも愛してるよ」今日も、昭一さんのアコーディオンが節子さんにやさしい音色を届ける。



サンタの扮装で演奏する昭一さん。「毎日、うまくなりしたい、うまくなりたと思って練習してるんだよ」＝高齢者福祉施設「花の里ふれあい」